

令和 7 年度 厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

「オンライン研修」研修資料

（日程 1）

日程 1：令和 7 年 10 月 17 日（金）

オンライン研修参加の際の「表示名」について

Zoom へ入室の際は、表示名の変更をお願いいたします。

※当日、表示名をもとにグループ分けを行いますので、**必ず変更してください**。

方法 1 : Zoom に参加する際、「名前を入力してください」の部分に、事務局からお送りした「Zoom 表示名」を入力してください（事務局からのメールまたはグループ名簿参照）。

Zoom 表示名を入力

例) 05 北海 道子

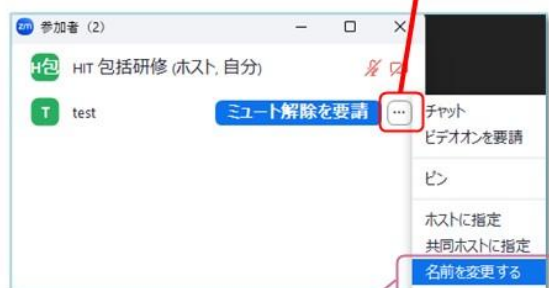
数字がグループ番号です

方法 2 : Zoom に参加した後に表示名を変更する場合は、下記の手順で変更してください。

表示名の変更方法

① 画面下部の「参加者」アイコン  をクリック

② 画面右側に表示される自分の名前の欄の「…」をクリック



③ 「名前を変更する」をクリックすると、Zoom の表示名を変更できます

目 次

1. 「オンライン研修」について	1
2. 「オンライン研修」プログラム	2
3. 研修講師	3
4. 研修資料	4
・ 講義資料「相談支援体制整備について」	5
・ 演習（グループワーク）	14
5. アンケートの提出について	22

【厚生労働省担当部局】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

【研修事務局】

一般社団法人北海道総合研究調査会（H I T）

1. 「オンライン研修」について

(1) 目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところです。

また、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれ、今後、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営や、これらの市町村に対する都道府県による支援など、各自治体が相談支援体制の強化に向けて取り組むことが必要となっています。

そこで、厚生労働省では、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を含めた地域の相談支援体制の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営の促進を図るため、令和6年度から、市町村担当職員や相談支援・(自立支援)協議会等に関わる関係者を対象とした「オンライン研修」を実施しています。2年目となる今年度は、相談支援体制整備における市町村の役割や都道府県との連携について、講義や他の自治体との意見交換を通じて検討いただく機会として実施します。

(2) 対象者

- ・市町村の相談支援体制整備に関わる市町村担当職員
- ・相談支援・(自立支援)協議会等に関わる関係者

(基幹相談支援センターの職員、障害者相談支援事業(委託相談)実施事業所の職員、地域生活支援拠点等の担当者・コーディネーター等、(自立支援)協議会のメンバー 等)

(3) 開催日程

日程	日時	対象市町村
1	令和7年10月17日(金) 13:30~16:30	・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等が <u>いづれも未設置・未整備</u> の市町村
2	令和7年10月23日(木) 13:30~16:30	・基幹相談支援センターが <u>設置済み</u> ・地域生活支援拠点等が <u>未整備</u> の市町村 または ・基幹相談支援センターが <u>未設置</u> ・地域生活支援拠点等が <u>整備済み</u> の市町村
3	令和7年10月28日(火) 13:30~16:30	・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等が <u>いづれも設置・整備済み</u> の市町村
4	令和7年10月30日(木) 13:30~16:30	

2. 「オンライン研修」プログラム

【事前学習】	・チェックリストの記入・提出 ・「相談支援業務に関する手引き」「自立支援協議会の設置・運営ガイドライン」に目を通す
--------	--



演習シート1	・「チェックリスト」の記載内容も参考に、自分の自治体の相談支援体制の構築における強みや課題等を整理
--------	---



【事前視聴動画】	1) 事例の報告（解説） 2) 事例の報告 ①大分県（宇佐市） ②大阪府 ③高知県 ④沖縄県 ⑤新潟県 3) 行政説明（厚生労働省）
----------	---



演習シート2	・講義動画を視聴し、自分たちの自治体の課題に対しての解決策として参考となることや取り組んでみたいことを整理
--------	---



【オンライン研修当日】プログラム

時間	内容	担当
13 : 30	開会	事務局
13 : 30～13 : 35	挨拶（本研修の目的等）	厚生労働省
13 : 35～13 : 40	資料確認・本日の流れの説明・講師紹介	事務局
13 : 40～14 : 10	講義「相談支援体制整備について」	講師
14 : 10～16 : 20	演習（グループワーク）	講師
14 : 10～14 : 20（10分）	本日のグループワークについて グループワーク1の進め方の説明	講師
14 : 20～14 : 30（10分）	自己紹介 ・グループ内で自己紹介 ・司会役を決める	
14 : 30～15 : 30（60分） （①15分＋②45分）	グループワーク1 <u>相談支援体制整備における市町村の課題と取組</u> ①相談支援体制整備における市町村の課題等の共有 ②課題解決に向けた取組について意見交換	
15 : 30～15 : 40（10分）	休憩	
15 : 40～15 : 45（5分）	グループワーク2の進め方の説明	講師
15 : 45～16 : 20（35分） （①5分＋②30分）	グループワーク2 <u>都道府県による市町村支援</u> ①個人ワーク：都道府県や県協議会との連携 ②都道府県との連携や都道府県（自立支援）協議会との連携として考えられることについて意見交換	
16 : 20～16 : 25（5分）	講師による総括	講師
～16 : 30	閉会	

3. 研修講師

【事前視聴動画】

担当	氏名	所属
「事例の報告」解説	大平 眞太郎	社会福祉法人グロー 法人事務局 総務部長

(敬称略)

【オンライン研修当日】

担当	氏名	所属
講義	岩上 洋一	社会福祉法人じりつ 理事長 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 副代表理事

担当	氏名	所属
演習 (日程1・2)	野崎 陽弘	社会福祉法人けやきの郷 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」 障害者相談・地域支援センターけやき センター長
演習 (日程3)	吉田 展章	NPO 法人 藤沢相談支援ネットワーク ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく 所長
演習 (日程4)	金丸 博一	コンサルテーションサポート 森の入口 代表

(敬称略)

4. 研修資料

- ・ 講義資料「相談支援体制整備について」 5
- ・ 演習（グループワーク） 14

相談支援体制整備について

令和7年度 障害者地域生活支援体制整備事業
ブロック会議の開催等に関する検討会 委員

岩上 洋一

(日本相談支援専門員協会副代表・社会福祉法人じりつ理事長)

1

- 日程1 基幹・拠点いずれも未整備
- 日程2 基幹・拠点いずれか未整備
- 日程3 基幹・拠点いずれも整備済
- 日程4 基幹・拠点いずれも整備済

協議会



基幹相談支援センター



地域生活支援拠点等

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目)
厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計			
Ⅰ．相談支援体制構築のための基礎理解											
1	相談支援専門員の創設と(自立支援)協議会の設置	1	相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	533 94.8%	24 4.3%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%			
			2	相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。	539 95.9%	18 3.2%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%		
		Ⅱ．相談支援体制の構築に必要な理解と実践	1	行政の担当部署	3	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。	501 89.1%	23 4.1%	8 1.4%	30 5.3%	562 100.0%
					4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。	431 76.7%	84 14.9%	17 3.0%	30 5.3%	562 100.0%
5	障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。	508 90.4%			21 3.7%	3 0.5%	30 5.3%	562 100.0%			
2	行政内における連携	6		庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	430 76.5%	86 15.3%	17 3.0%	29 5.2%	562 100.0%		
		7		精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。	466 82.9%	52 9.3%	15 2.7%	29 5.2%	562 100.0%		
		8		重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	410 73.0%	93 16.5%	30 5.3%	29 5.2%	562 100.0%		
3	行政と委託相談等との連携	9	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	498 88.6%	25 4.4%	16 2.8%	23 4.1%	562 100.0%			
		10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	306 54.4%	148 26.3%	80 14.2%	28 5.0%	562 100.0%			

3

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
4	基幹相談支援センター	11	計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携による相談支援体制が整備されている。	346 61.6%	94 16.7%	79 14.1%	43 7.7%	562 100.0%
		12	計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と理解している。	202 35.9%	173 30.8%	143 25.4%	44 7.8%	562 100.0%
		13	複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実にに向けた取組を計画的に促進している。	145 25.8%	144 25.6%	230 40.9%	43 7.7%	562 100.0%
		14	のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213 37.9%	143 25.4%	162 28.8%	44 7.8%	562 100.0%
		15	委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができています。	328 58.4%	93 16.5%	96 17.1%	45 8.0%	562 100.0%
		16	相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	315 56.0%	127 22.6%	77 13.7%	43 7.7%	562 100.0%
		17	基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体制の構築を進めている)。	388 69.0%	51 9.1%	79 14.1%	44 7.8%	562 100.0%
		18	市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	156 27.8%	104 18.5%	258 45.9%	44 7.8%	562 100.0%
5	地域生活拠点等	19	基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解している。	433 77.0%	78 13.9%	33 5.9%	18 3.2%	562 100.0%
		20	拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネーターを配置している。	176 31.3%	67 11.9%	297 52.8%	22 3.9%	562 100.0%
		21	拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	84 14.9%	84 14.9%	371 66.0%	23 4.1%	562 100.0%
		22	拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置している(あるいは検討している)。	178 31.7%	101 18.0%	261 46.4%	22 3.9%	562 100.0%

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
	地域生活拠 点等	23	拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時における体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	267 47.5%	127 22.6%	149 26.5%	19 3.4%	562 100.0%
		24	行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解して、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	140 24.9%	127 22.6%	272 48.4%	23 4.1%	562 100.0%
6	(自立支援) 協議会	25	協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	485 86.3%	40 7.1%	34 6.0%	3 0.5%	562 100.0%
		26	協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題を明確にして取り組んでいる。	272 48.4%	187 33.3%	99 17.6%	4 0.7%	562 100.0%
		27	協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱について共有し、適切な取扱いが可能な状況にある。	475 84.5%	64 11.4%	19 3.4%	4 0.7%	562 100.0%
		28	協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	414 73.7%	82 14.6%	60 10.7%	6 1.1%	562 100.0%
		29	個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	159 28.3%	141 25.1%	252 44.8%	10 1.8%	562 100.0%
		30	都道府県が行う専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業等）の活用や連携の推進に取り組んでいる。	155 27.6%	159 28.3%	239 42.5%	9 1.6%	562 100.0%
		31	都道府県のアドバイザー（都道府県相談支援体制整備事業等）を活用している。	227 40.4%	95 16.9%	230 40.9%	10 1.8%	562 100.0%

※「オンライン研修」事前課題 集計結果概略（速報値）

5

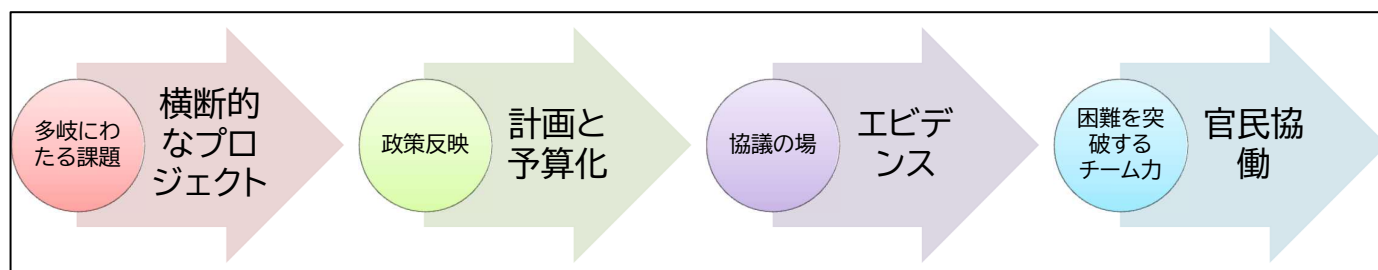
官民協働

- 多岐に渡る課題に対して、横断的な仕組みを通して、政策反映するために民間の力を活用する。

官民協働のメリットとデメリット

- 行政の人事異動に振り回されにくい。
- チームで仕事することで目指す方向がぶれない。
- 民のメンバーが官のつなぎ役になる。
- 継続した事業展開が可能になる。
- チームが機能するまで手間と時間がかかる。
- チームのメンテナンスが必要。
- 生みの苦しみと育てる苦労(苦しみ)

参考 島田知子 官民協働のチーム作りのコツ 令和5年度 精神障害にも対応した地域包括ケア システム構築支援事業 にも包括構築担当者研修資料一部改編

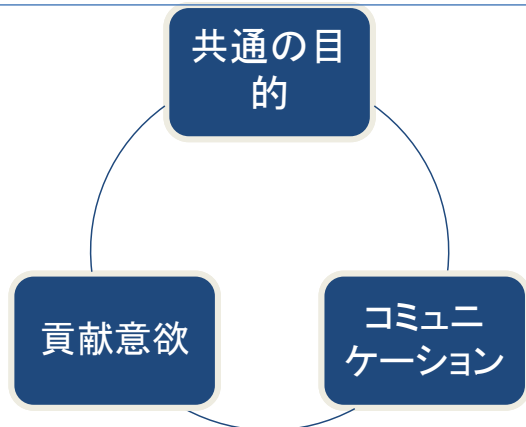


ジョン・カツツェンバック氏のチームの定義

「ある特定の目的のために多様な人材が集まり、協働を通じて、相乗効果を生み出す少人数の集合体である」

- ・ 共通の目的
- ・ 達成すべき目標
- ・ アプローチの共有
- ・ 連帯責任を果たせる補完的なスキル

チェスター・バーナードが提唱した組織論



- ・ 「コミュニケーション」組織内のメンバーで情報を共有し、意思疎通を図る。
- ・ 「貢献意欲」組織のメンバーがチームの活動に対して発揮されるモチベーション。
- ・ 「共通の目的」協働意欲は協働の目標なしには発展しえない。

7

市町村の障害(児)者支援体制の中核となる機関は？

市町村の障害福祉主管課 + 基幹相談支援センター + 地域生活支援拠点等 + (自立支援)協議会 (+中核的な児童発達支援センター)

【**基幹相談支援センター**】地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設けた。

→ 基幹相談支援センターの中核的な機能としての「③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援」「④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務」を行う体制をつくる。

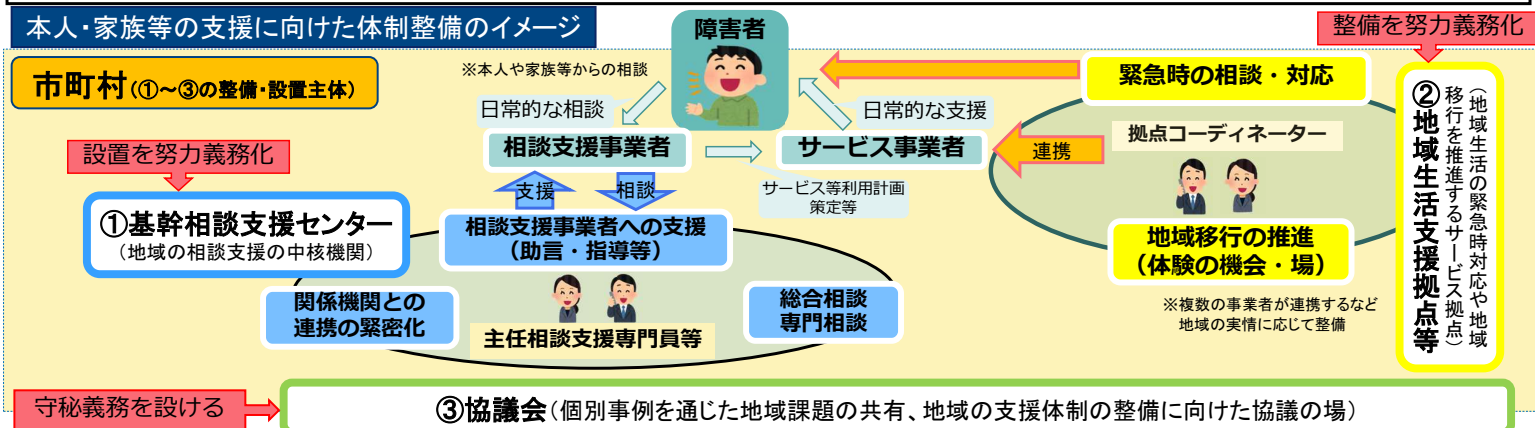
【**地域生活支援拠点等**】障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設けた。

→ 拠点コーディネーターを相談支援事業所の地域生活支援拠点等機能強化加算で予算化する。

【協議会】

→ 相談支援体制をつくる上で複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制の整備について協議する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

8

基幹相談支援センター
地域生活支援拠点等
協議会で地域づくりをする
ための3つの起点



9

基幹相談支援センター
地域生活支援拠点等
協議会で地域づくりをする
ための3つの起点

解の1つは、地域定着支援の拡充



地域定着支援の対象者
援助を要する障害者であって、
居宅において単身であるため又
はその家族と同居している場合
であっても当該家族等の障害、
疾病等若しくは当該障害者の生
活環境の大きな変化その他の事
情により、当該障害者に対し、家
族等による支援が見込めない状
況にあるもの。

厚生労働省ホームページ

重層的支援体制整備事業は、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として、社会福祉法に位置づけられています。既存のものとは別の新しい相談支援機関や、地域の拠点を設けることが目的ではありません。既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくることが目的です。重層的支援体制整備事業の財政支援において、既存の各制度に基づく補助金等を含めて一括して交付する仕組みとしているのも、このような趣旨を踏まえていることです。

地域共生社会の実現（第4条第1項）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握・連携

による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

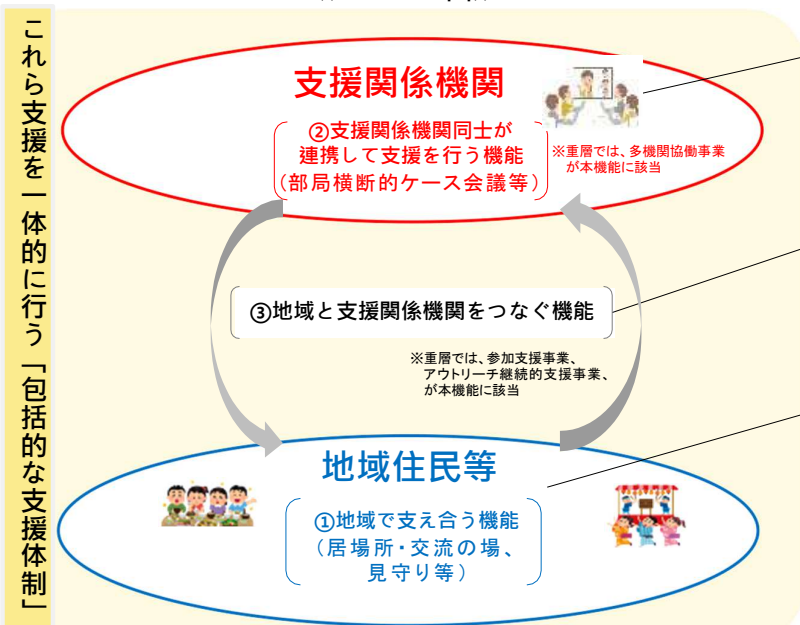
(任意事業：全国473箇所(R7年度予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

- ・ 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
- (※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策(1～3号)の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- ・ 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- ・ 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

＜＜イメージ図＞＞

＜＜現行条文との関係＞＞



◎106条の3第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎106条の3第1項第2号後段

二 地域住民等が(中略)、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎106条の3第1項第1号・2号前段

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

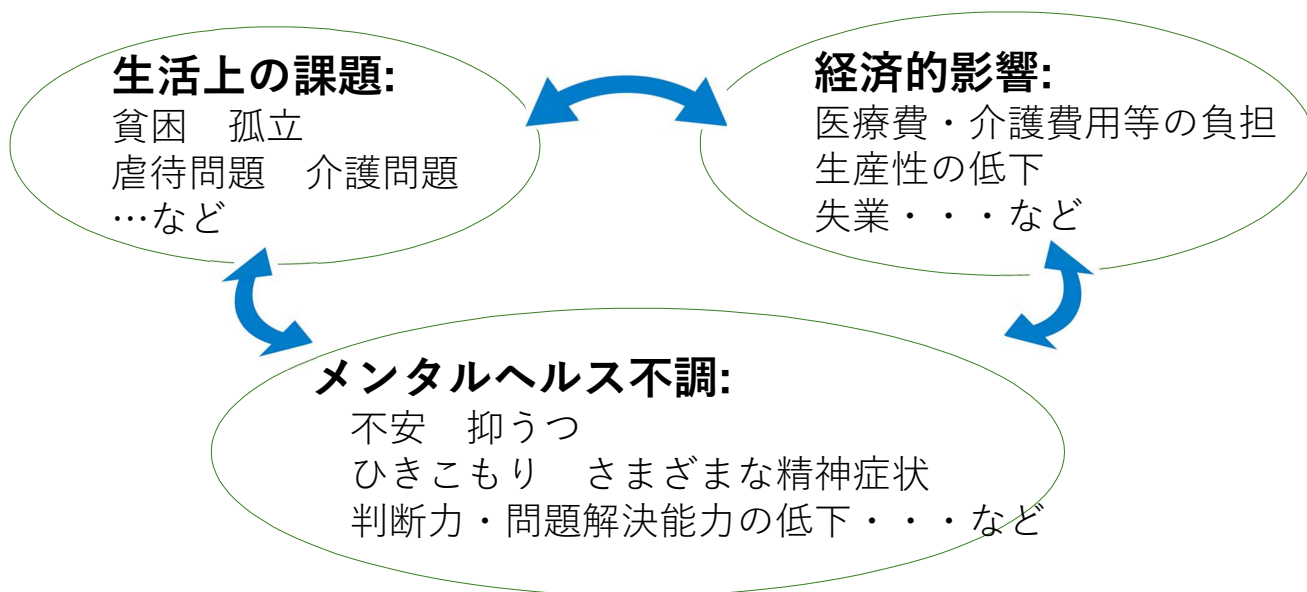
二 地域住民等が自らの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、(中略)に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(4条2項)

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものである(106条載省略)

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(4条3項)

生活上の課題とメンタルヘルス不調

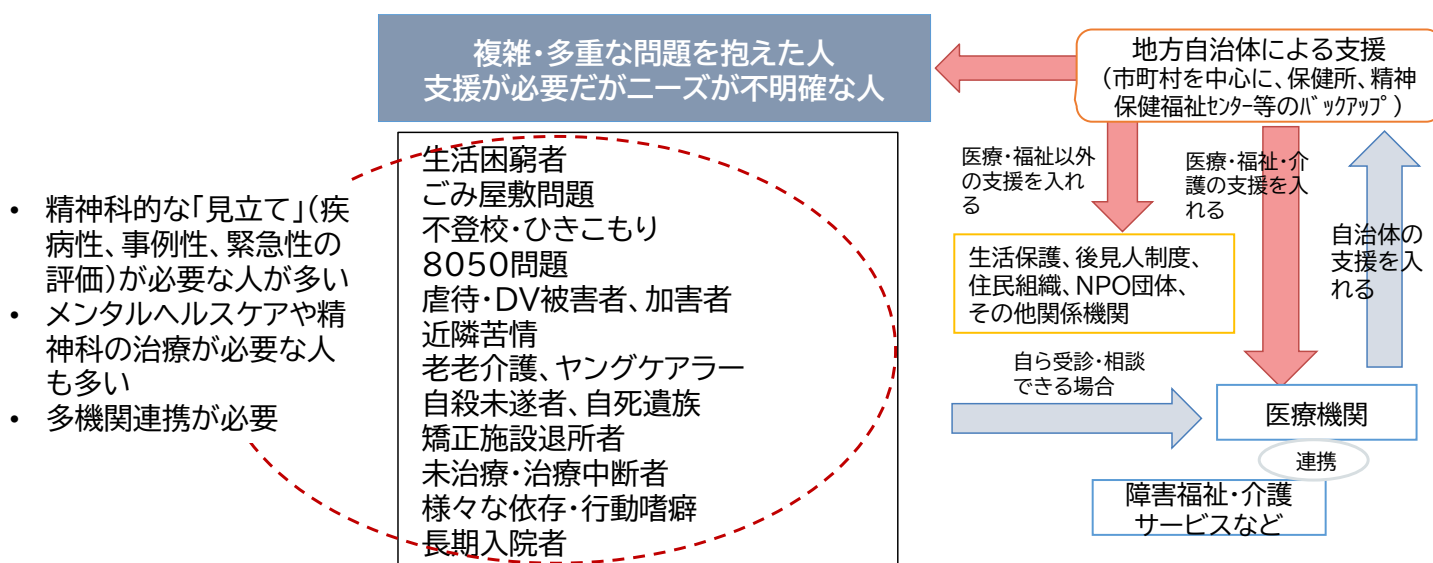


出典：Thornicroft G and Tansella M: Better Mental Health Care 一部改変

資料提供 NCNP 藤井千代

13

地域におけるさまざまな課題・支援ニーズへの対応



出典：第3回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会 資料2 一部改変

資料提供 NCNP 藤井千代

14

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

15
20

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（抜粋）

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【検討会議での意見等】

- 包括的な支援体制の整備については、自治体へのヒアリングにおいては（略）、
 - ・ 都道府県が所管する保健所、児童相談所、子ども・若者総合相談支援センター、精神保健などとの連携を進めてほしい。との意見があった。

【対応の方向性】

(iii) 都道府県における包括的な支援体制の整備

- 都道府県における包括的な支援体制の整備に係る責務を再確認するとともに、精神保健や児童虐待、難病等の相談支援の実施主体として市町村の包括的な支援体制の整備と連携する必要性を明確化する必要がある。

6. 終わりに

- 地域共生社会の実現に向けた取組はこれからが本番である。2040年に向け、社会構造が大きく変化していく中で、これまで社会において頼りとしてきた地縁・血縁・社縁といった繋がりはますます弱くなり、孤立化はさらに進んでいくことが想定される。こうした流れの中で、全国の地域とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことの価値と意義を提唱し続け、そして、実行に移していく必要がある。その際、単に制度を作り、それを実行していくだけでは、全ての人にとって包摂的な社会にはなり得ない。地域住民の主体性を基礎に、どのような地域にしたいかを自ら考え、今ある人や資源をつなぎあわせ、必要であれば新たに創り出す中で地域を創っていくことがこれからの社会には不可欠である。

地域共生社会を実現していくためには、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一丸となり、政策のみならず、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進んでいかなければならない。そのためには、包括的支援の構築を地域に委ねるだけでなく、各府省庁・自治体の庁内連携の促進、庁内外における対話等を通じて協働・連携の輪を広げていくことが重要である。

参考 「体制ができるBook 共生のまちへ ～田中係長と7つのエピソード～」



日本相談支援専門員協会協力、厚生労働省障害福祉課、精神・障害保健課、地域福祉課に助言いただいた 全国地域で暮らそうネットワーク編集「体制ができるBook 共生のまちへ～田中係長と7つのエピソード」を全国の都道府県・指定都市主管課、市区町村の障害福祉主管課、基幹相談支援センターに1部ずつ配布中です。

演習（グループワーク）

1

グループワークのプログラム

14：10～16：20	演習（グループワーク）	
14:10～14:20（10分）	本日のグループワークについて グループワーク1の進め方の説明	Zoom メイン ルーム
14:20～14:30（10分）	自己紹介 ・グループ内で自己紹介 ・司会役（2名）を決める	Zoom ブレイク アウト ルーム
14:30～15:30（60分） （①15分＋②45分）	グループワーク1 <u>相談支援体制整備における市町村の課題と取組</u> ①相談支援体制整備における市町村の課題等の共有 ②課題解決に向けた取組について意見交換	
15:30～15:40（10分）	休憩	Zoom メイン ルーム
15:40～15:45（5分）	グループワーク2の進め方の説明	
15:45～16:20（35分） （①5分＋②30分）	グループワーク2 <u>都道府県による市町村支援</u> ①個人ワーク：都道府県や県協議会との連携 ②都道府県との連携や都道府県（自立支援）協議会 との連携として考えられることについて意見交換	Zoom ブレイク アウト ルーム
16：20～16：25（5分）	講師による総括	Zoom メイン ルーム

本日のグループワーク

【事前課題・動画視聴・講義】

- ・チェックリストの記入
- ・演習シート1：自分の自治体の課題等を整理
- ・動画の視聴（行政説明、事例の報告）
- ・演習シート2：動画を見て、参考となる取組を整理
- ・講義：相談支援体制整備について再確認



【本日のグループワーク】

- GW1**：事前課題・動画・講義を踏まえ、自分の自治体の現在地（どんなことができていて、何が課題なのか）についてグループ内で共有し、課題解決に向けた取組について意見交換
- GW2**：市町村だけでは解決できないことや、それに対して都道府県にどのようなことを相談し、どのように連携していきたいか、都道府県（自立支援）協議会との連携としてどのようなことが考えられるかを意見交換

3

グループの分け方

日程1：基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等がいずれも未設置・未整備の市町村

グループの分け方

以下を考慮の上、1グループ約6アカウント程度でグループ分け

- ・人口規模が近い自治体
- ・基幹相談支援センターの設置に向けて検討している設置方法
- ・地域生活支援拠点等の整備に向けて検討している整備方法
- ・市町村職員・相談支援関係者の人数

グループワーク 1 の進め方①

14：30～14：45（15分）

【各市町村の現状や課題等を共有】

（事前課題のチェックリスト、演習シート 1 を見ながら）

- ・ 自分たちの市町村が、基幹相談支援センターの設置および地域生活支援拠点等の整備などを含め、相談支援体制整備に向けてできていること、できていないことは何か、どんなことに課題を感じているかを順番に発表し（1人2分程度）、グループ内で共有してください。

※メモとして演習シート 3 を活用してください。

5

演習シート 3（メモ）

グループワーク 1 の進め方②

14：45～15：30（45分）

【課題解決に向けた取組について意見交換】

（事前動画、本日の講義、演習シート 2 を踏まえて）

- ・共有した課題の中から、課題の解決に向けて市町村としてどんなことができるか意見交換してください。（出された課題が多岐にわたる場合は、共通している課題など、いくつか絞って意見交換）。
- ・意見交換の際は、市町村としての役割は何か、官民共同でどう取り組むか、を念頭において検討してください。その際、市町村（自立支援）協議会をどのように活用できるかも合わせて検討してください。

※メモとして演習シート 4 を活用してください。

7

演習シート 4 （メモ）

15：30～15：40（10分）

休 憩

9

グループワーク 2 の進め方①

15：45～15：50（5分）

（グループワーク 1 の意見交換を踏まえ）

【個人ワーク】

- ・ 基幹相談支援センターの設置および地域生活支援拠点等の整備などの相談支援体制の整備において、市町村だけでは解決できないこと、それに対して都道府県にどのようなことを相談し、どのように連携していきたいか
- ・ 都道府県（自立支援）協議会との連携としてどのようなことが考えられるか

個人ワークで書き出す → 演習シート 5 を使用

＜参考＞ 市町村の取組事例

～府県・アドバイザー支援を活用し、議論を深める・体制をつくる～

事例	取組のきっかけ	府県・アドバイザー支援の活用場面	
		関係者の共通理解、協議の場づくりの場面	取組に係る関係者間の合意形成の場面
宇佐市 (大分県)	拠点整備、基幹設置を機に官民連携による主体的な相談支援体制の構築	市と民間事業所、市と県の間にはアドバイザーが入り、市が抱える課題等を整理、検討	課題整理や進捗管理、適切な助言を得て、関係者のモチベーションを維持し、新たな体制を構築（令和7年度から始動）
A市 (大阪府)	基幹の委託を視野に入れ、協議会の目的や役割・機能の理解促進と見直し	アドバイザーが参加し、委託相談支援事業・基幹相談支援センター・市担当部署（行政）等と一緒に地域課題を抽出	関係者間の相互理解や共通認識が得られ、市全体で相談支援体制の強化に向けた意識が醸成
西原町 (南部圏域) (沖縄県)	相談支援事業の複数事業所による協働に向けて実務的課題に関する官民の協議	圏域アドバイザーが協議会の委員として参加し、協議を進行	基幹の運営委託に際して、町内の主任相談支援専門員の知見を活用した事業展開の重要性について確認（令和7年度から委託）
中土佐町・四万十町 (高知県)	人材、資源が不足する隣接市町村が共同による相談支援体制強化の検討	県による地域生活支援拠点の概要や財源確保、拠点の要綱案等の情報提供、助言	これまでに役場で検討していた体制案と、相談支援事業所側で考えた体制案をすり合わせ、官民で認識を共有
北部圏域8町村 (沖縄県)	圏域内の小規模町村（離島含む）における基幹設置の検討	町村自立支援協議会（相談部会）に圏域アドバイザーが参加し、継続的に協議を推進	北部圏域8町村において単独契約・共同設置の形で基幹相談支援センターを設置
下越圏域 (新潟県)	基幹設置の進展を踏まえ、地域の官民連携による主体的な相談支援体制の再構築	アドバイザーが参加し、会議等の設置要綱や研修企画を県と各市町村職員、基幹相談支援センター、委託相談等が協働で作成	作成プロセスを通じて、地域の相談支援体制の重要性の理解が浸透、体制を再構築

11

演習シート5（個人ワーク）

グループワーク 2 の進め方②

15：50～16：20（30分）

- ・ 1人ずつ個人ワークの内容を発表（1人1分程度）。
- ・ 発表した内容を踏まえて、都道府県からの支援や連携、都道府県（自立支援）協議会との連携についてほかにどのようなことが考えられるか、グループ内で意見交換する。

※メモとして演習シート6を活用してください。

13

演習シート6（メモ）

16：20～16：25

講師による総括

15

5. アンケートの提出について

- ・研修終了後、アンケートに回答の上、提出をお願いいたします。
- ・回答結果は、都道府県による市町村支援の検討のための資料として、各市町村が所属する都道府県にも共有することをご承知おきください。

【アンケートは以下のいずれかの方法で回答してください】

※研修終了後にご回答ください

- ①研修修了時にZ o o mの「チャット」に送信したアンケートのURLをクリックし、入力フォーム（グーグルフォーム）から回答
- ②事前にメールでお知らせしたURLをクリックし、入力フォーム（グーグルフォーム）から回答
- ③厚生労働省ホームページからダウンロードしたアンケート（エクセルファイル）に回答の上、事務局あてメールで提出

※③の場合

- ・回答済みのエクセルファイルを研修事務局【shogai_sodan@hit-north.or.jp】あてに送付してください。
- ・メール件名は「オンライン研修アンケート」としてください。
- ・アンケートのファイルは、PDFファイルにせず、エクセルファイルのまま送付してください。また、シートの追加はせず、1ファイル1シートのまま送付してください。

【アンケート提出〆切】 令和7年10月21日（火）